

駐車監視員活動ガイドライン

【南千住 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となります。当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区 ← → 間 | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|--------|-------|--|-------|-----|
| 1 | 国道4号 | 日光街道 | 南千住6-71先千住大橋 東日暮里1-1先 | 9-22 | |
| 2 | 都道404号 | 吉野通り | 南千住5-44先南千住交差点 南千住2-28先泪橋交差点 | 9-22 | |
| 3 | 都道306号 | 明治通り | 南千住1-1先 東日暮里1-2先 南千住2-15先 南千住3-38先白鬚橋 | 9-22 | |

◎ 重点路線

| No | 路線名 | 通称道路名 | 区 ← → 間 | | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|-----|--------|----------------------|--------------------|-------|-----|
| 1 | 区道 | さくら堤通り | 南千住7-18先 | 南千住8-8先 | 9-22 | |
| 2 | 都道 | 川の手通り | 南千住8-15先千住汐入大橋 | 南千住3-38先白鬚橋西詰交差点 | 9-22 | |
| 3 | 区道 | 千住間道 | 南千住6-47先南千住警察署入口交差点 | 南千住1-42先 | 9-22 | |
| 4 | 区道 | 柳通り | 南千住5-10先南千住警察署入口交差点 | 南千住5-40先南千住7丁目交差点 | 9-22 | |
| 5 | 区道 | — | 南千住2-1先浄閑寺 | 南千住2-32先 | 9-22 | |
| 6 | 区道 | くすのき通り | 南千住3-41先JR隅田川貨物駅南交差点 | 南千住8-18先産業技術高専南交差点 | 9-22 | |
| 7 | 区道 | — | 南千住6-45先荒川スポーツセンター前 | 南千住6-60先南千住交差点 | 9-22 | |
| 8 | 区道 | — | 南千住7-2先 | 南千住7-22先 | 9-22 | |
| 9 | 区道 | — | 南千住3-2先 | 南千住3-41先 | 9-22 | |
| 10 | 区道 | — | 南千住3-20先 | 南千住3-28先 | 9-22 | |
| 11 | 区道 | 仲通り | 南千住5-34先 | 南千住5-3先 | 9-22 | |
| 12 | 区道 | ドナウ通り | 南千住4-1先 | 南千住4-9先 | 9-22 | |

◎ 最重点地域

| No | 地 域 | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|--------------------|-------|-----|
| 1 | 最重点路線(日光街道、吉野通り)周辺 | 9-22 | |

◎ 重点地域

| No | 地 域 | 重点時間帯 | 備 考 |
|----|--------------------------|-------|-----|
| 1 | 明治通り周辺 | 9-22 | |
| 2 | 南千住駅周辺 | 9-22 | |
| 3 | 三ノ輪駅・東日暮里1丁目ショッピングセンター周辺 | 9-22 | |
| 4 | 荒川区立荒川総合スポーツセンター周辺 | 9-22 | |
| 5 | 南千住3・4・8丁目周辺 | 9-22 | |